

議案第 3 7 号

羽生市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
を廃止する条例

羽生市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 1 4 年条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に着工した土砂等による土地の埋立て（土地の掘削後の埋立てを含む。）、盛土その他の土地への土砂等のたい積については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 7 年 6 月 3 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明